

## 多胎児家庭外出支援事業を実施します

堺市では、多胎児を養育する家庭と行政・医療・地域等がつながることで、多胎児家庭の育児の負担感・孤立感を軽減し、養育環境の安定を図るために、タクシー利用料金の一部を助成する外出支援を実施します。

また、申請時にアンケートの機会を設けることで、子育ての状況等を把握し、希望者には面談をはじめとする必要な支援を実施します。

### 1 事業開始日

令和5年9月1日（金）

### 2 対象者

タクシー利用日及び申請日に堺市に住所を有しており、申請する年度に2歳以下の多胎児（双子以上）を養育する保護者。

### 3 実施内容

#### (1) 外出支援

事業開始後、多胎児家庭の保護者が多胎児と外出する際に利用したタクシー料金について、行先、用途、利用者名等のタクシー利用の詳細と領収書の写し等を添付し、堺市電子申請システムにて申請する。

助成額：1家庭、上限20,000円

申請期限：令和6年3月31日（日）

#### (2) 子育て相談支援

「(1) 外出支援」の申請時に、対象家庭の健康状態や子育ての状況、面談の希望等をアンケートにて回答していただき、不安を抱える家庭や面談希望者には、各区役所子育て支援課・保健センターが面談をはじめとする必要な支援につなげる。

### 4 その他

詳細は以下のURLをご確認ください。

堺市ホームページ【多胎児家庭外出支援事業について】

[https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/ninshin\\_shusan/umaretara/tataijikateigaisyutushien.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/ninshin_shusan/umaretara/tataijikateigaisyutushien.html)

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 電 話：072-228-7612 ファックス：072-228-8341
----------------------------	--